

【中小企業への各種支援策 助成金等リーフレット集】

1. 労働者の賃上げ支援

- 業務改善助成金（通常コース）のご案内 P. 1
- 「キャリアアップ助成金」を活用して従業員の賃金アップを図りませんか？ P. 3
- 働き方改革推進支援センターのご案内 P. 5

2. 人材の育成・活性化～個人の主体的なキャリア形成の促進～

(1) 個人の主体的なキャリア形成の促進

- 人材開発支援助成金（人への投資促進コース）の経費助成率及び助成限度額を引き上げます！ P. 7
- 「教育訓練給付制度のご案内」について（労働者にご案内ください。） P. 9

(2) 新たな経験を通じた人材の育成・活性化

- 在籍型出向を活用し、「産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）」を受給しませんか？ P. 11
- 人材開発支援助成金に事業展開等リスクリング支援コースを創設しました P. 14

(3) ステップアップを通じた人材活用

- 「キャリアアップ助成金」を活用して従業員を正社員化しませんか？ P. 16
- 団体経由産業保健活動推進助成金のご案内 P. 18

3. 賃金上昇を伴う労働移動の円滑化～安心して挑戦できる労働市場の創造～

- 労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）のご案内 P. 20
- 中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース）をご活用ください P. 21
- 特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）拡充のお知らせ P. 23

業務改善助成金（通常コース）のご案内

「助成上限額」と「助成対象経費」などを拡充しました

業務改善助成金（通常コース）とは

※申請期限：令和5年3月31日
(事業完了期限：令和5年3月31日)

事業内最低賃金の
引き上げ



設備投資等
機械設備導入、コンサルティング、
人材育成・教育訓練など



業務改善助成金
を支給

中小企業・小規模事業者等が事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、設備投資等を行った場合に、その投資費用の一部を助成する制度です。

この制度は令和4年12月から改定され、より活用の幅が広がりました。

改定のポイント

1. 助成上限額の引き上げ	事業場規模30人未満の事業者について、助成上限額を引き上げ	A
2. 助成対象経費の拡大	特例事業者の助成対象経費を拡充	B
3. 対象事業場の拡大	助成対象を事業場規模100人以下とする要件を廃止	
4. 申請期限の延長	申請期限を令和5年3月31日まで延長	

助成上限額・助成率

助成上限額

コース区分	事業場内 最低賃金 の引き上 げ額	引き上げる 労働者数	助成上限額	
			右記以外 の事業者	事業場規模 30人未満 の事業者 A
30円 コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上*	120万円	130万円
45円 コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上*	180万円	180万円
60円 コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上*	300万円	300万円
90円 コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上*	600万円	600万円

* 10人以上の上限額区分は、<特例事業者>（裏面参照）が対象です。

助成率

870円未満	9/10
870円以上 920円未満	4/5 (9/10)
920円 以上	3/4 (4/5)

- （）内は生産性要件を満たした事業場の場合
- 「生産性」とは、企業の決算書類から算出した労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

助成金支給の流れ

交付申請書・事業実施計画などを
事業場所在地を管轄する都道府県労働局に提出

審査・交付決定

交付決定後、提出した計画に沿って
事業を実施

労働局に事業実施結果を報告

審査

支給

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です

一般事業者：次のどちらにも該当する事業場

- ①日本国内に事業場を設置している中小企業事業者
- ②事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内

特例事業者：一般事業者のうち、次の①、②、③のいずれかに該当する事業場

また、②または③に該当すると助成対象経費が拡大します。

- ①事業場内最低賃金920円未満の事業場

②売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者

③原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が3%ポイント以上低下している事業者

助成対象経費の例

一部の
特例事業者は
助成対象経費が
拡大されます！

設備投資	• POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 • リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
コンサルティング	専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上
その他	店舗改装による配膳時間の短縮

助成対象経費が拡大！

特例事業者のうち、②または③の要件に該当する場合は、下記の経費も助成対象となります。

生産性向上に資する設備投資

- 定員7人以上又は車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車等
- パソコン、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入

さらに、上記の助成対象経費に加え、「関連する経費」も新たに助成対象となりました。B

関連する経費

広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など

※「関連する経費」への助成は生産性向上等に資する設備投資等の額を上回らない範囲に限られます。



<生産性向上に資する設備投資>

デリバリーサービスを行っている飲食店が、機動的に配送できるようデリバリー用3輪バイクを導入

<関連する経費>

デリバリーサービスを幅広く周知するための広告宣伝を実施

関連する経費とは

生産性向上に資する設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画で計上された経費を指します。



注意事項・お問い合わせ

注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 事業完了の期限は、**令和5（2023）年3月31日**です。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

業務改善助成金コールセンター

電話番号：0120-366-440 (受付時間 平日 8:30~17:15)

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。

(参考) 働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫
店舗検索



業務改善助成金

検索

事業主のみなさまへ

「キャリアアップ助成金」を活用して 従業員の賃金アップを図りませんか？

■ キャリアアップ助成金の「賃金規定等改定コース」とは？

有期雇用労働者等※1の基本給を定める賃金規定等※2を3%以上増額改定し、その規定を適用した事業主に対して、助成を行う制度です。

※1 いわゆる「非正規雇用労働者（有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者を含む）」が対象となります。事業所のすべての対象労働者でなくとも、雇用形態別や職種別の区分に基づき、一部の労働者を対象として改定、昇給させた場合も、助成対象となります。

※2 賃金規定の他、「賃金テーブル」や「賃金一覧表」も増額改定の対象とみなします。



キャリアアップ助成金
について
(厚生労働省ウェブサイト)

なお、令和4年9月1日以降に、5%以上の賃金引き上げを行う場合の助成額を大幅に拡充します！

■ 助成金の金額（令和4年9月1日以降に増額改定を行った場合の助成額）

「賃金規定等改定コース」の一人当たりの助成額は以下のとおりです。

企業規模	賃金引上げ率	3%以上5%未満	5%以上
中小企業		5万円	6万5,000円
大企業		3万3,000円	4万3,000円

拡充

- 1事業所当たり1年度1回の申請制限を撤廃します。また、1年度1事業所当たり100人までは複数回の申請ができます。
- 職務評価を行った上で賃金規定等を改定した場合は、助成額の加算が受けられます。

■ 助成金の受給条件

助成金の受給には以下の3つの条件を満たす必要があります。

非正規雇用の
従業員の賃金
アップに！



① キャリアアップ計画

賃金規定等を増額改定する前日までに「キャリアアップ計画※」を作成し、最寄りの労働局へ提出していること。

※ 労働者のキャリアアップに向けた取り組みを計画的に進めるための、今後の大まかなイメージを記載した計画のことです。

② 賃金規定等の適用

有期雇用労働者等の基本給を賃金規定等に定めていること。

③ 賃金アップ（②の改定）

②の賃金規定等を3%以上増額改定し、改定後の規定に基づき6か月分の賃金を支給していること。

受給条件の詳細等については裏面へ



厚生労働省 都道府県労働局・ハローワーク

LL041202 No.13

キャリアアップ助成金「賃金規定等改定コース」 の助成を受けるためには？



■ 賃金規定等とは？

以下のように、就業規則や労働協約において賃金額の定めがあるものです。

■ 就業規則	例：第〇条（賃金） 契約社員およびパートタイマーの賃金を〇〇のとおり定める・・・
■ 賃金規定	例：第〇条（賃金） 賃金は、基本給、時間外手当、通勤手当とする。 第〇条（基本給） 基本給は、時給によって定める。なお、その金額は本人の能力および経験等に応じ、〇級：〇〇円、〇級：〇〇円とする
■ 賃金一覧表	例：【等級別】1級：〇〇〇円、2級：〇〇〇円、3級：〇〇〇円 【個人別】〇〇さん：〇〇〇円、××さん：××円、△△さん：△△円 など

【賃金規定等を新たに作成した場合】

過去3か月の賃金支払い実態からみて、3%以上増額していることが確認できた場合は助成対象となります。

■ 増額改定～申請の流れ（賃金一覧表を新たに作成した場合）

- ① 有期雇用労働者等の基本給を時給、日給または月給に換算



- ② 金額の多寡の順に一覧表を作成



- ③ すべて※の等級の金額を3%以上増額し、6か月分の賃金を支給した日の翌日から2か月間、支給申請ができます。

※ 既存の賃金規定等を改定する場合、対象労働者が位置づけられていない等級も、原則として増額している必要があります。

<賃金一覧表（時給換算の場合）>

等級	改定前時給	改定後時給
1	950円	980円
2	970円	1,000円
...
10	1,200円	1,240円



3%以上UP！

■ 従前の支給要件に基づく支給申請について（経過措置）

- 令和5年3月31日までの間に、2%以上3%未満の増額改定を行った場合や生産性要件を達成し助成額の加算を受ける場合は、従前の支給要件※に基づいて支給申請することも可能です。
※従前の支給要件に基づく支給申請は、1事業所当たり1回までとなります。
- 申請にあたってはキャリアアップ計画を事前に提出する必要がありますが、令和4年9月1日から令和4年12月2日の間に賃金規定等の3%以上の増額改定を行った場合に限り、支給申請日までにキャリアアップ計画の届出を行うことで、特例として「賃金規定等改定コース（新要件）」での支給申請として受け付けます。

キャリアアップ助成金の申請方法や助成額など制度の詳細は、
都道府県労働局または最寄りのハローワークまでお問い合わせください。

中小企業・小規模事業者の皆さん

厚生労働省都道府県労働局委託事業

働き方改革推進支援センター のご案内

働き方改革推進支援センターは

全国 47 都道府県にあります。

各センターでは、社労士等の専門家が
働き方改革についての
相談に応じています。

相談無料、秘密厳守です。



NEXT WORK STYLE

働き方改革広がる

センターの支援内容



来所相談・電話相談

社労士等の専門家がセンターの相談ブースにて
相談に応じます。電話での相談も受け付けています。
(受付時間:原則 平日午前9時~午後5時)



メール相談

メールでの相談も可能です。メールアドレスは
各センターのホームページにてご確認ください。



企業への訪問相談サービス

社労士等の専門家が会社までお伺いして、1回
あたり2時間程度、3回を標準として、無料で相談を
お受けします。オンライン相談も受け付けています。



セミナー開催

センターの企画により、随時、働き方改革セミナーを
開催しています。



詳しくは 働き方改革 特設サイト  で検索

<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/top/>



各都道府県の働き方改革推進支援センターのお問い合わせ先はチラシ裏面をご覧ください ➡

令和4年度 働き方改革推進支援センター お問い合わせ先一覧

都道府県名	所在地	電話番号
北海道	札幌市中央区北1条西3丁目3-33 リープロビル3階	0800-919-1073
青森	青森市本町5丁目5-6 青森県社会保険労務士会館	0800-800-1830
岩手	盛岡市肴町4番5号 カガヤ肴町ビル3階	0120-664-643
宮城	仙台市宮城野区原町1-3-43 アクス原町ビル201	0120-97-8600
秋田	秋田市大町3-2-44 大町ビル3階	0120-695-783
山形	山形市香澄町3-2-1 山交ビル4階	0800-800-3552
福島	福島市御山字三本松19-3	0120-541-516
茨城	水戸市三の丸2丁目2-27 リバティ三の丸2階	0120-971-728
栃木	宇都宮市宝木本町1140-200	0800-800-8100
群馬	前橋市元総社町528-9	0120-486-450
埼玉	さいたま市大宮区吉敷町1-103 大宮大鷹ビル101号	0120-729-055
千葉	千葉市中央区中央4-13-10 千葉県教育会館7階	0120-174-864
東京	千代田区有楽町1-10-1 有楽町ビル6階615室	0120-232-865
神奈川	横浜市中区尾上町5-77-2 馬車道ウエストビル6階	0120-910-090
新潟	新潟市中央区東大通2丁目2番18号 タチバナビル4階 3-B	0120-009-229
富山	富山市赤江町1番7号 富山県中小企業研修センター4階	0800-200-0836
石川	金沢市西念4-24-30 金沢M.Gビル3階	0120-319-339
福井	福井市西木田2丁目8-1 福井商工会議所ビル1階	0120-14-4864
山梨	中巨摩郡昭和町河西1232-1 2F	0120-755-455
長野	長野市中御所岡田町215-1 フージャース長野駅前ビル3F	0120-088-703
岐阜	岐阜市神田町6丁目12番 シグザ神田5階	0120-226-311
静岡	静岡市葵区伝馬町18-8 アミイチビルB1-B号	0800-200-5451
愛知	名古屋市千種区千種通7-25-1 サンライズ千種3階	0120-006-802
三重	津市栄町2-209 セキゴン第二ビル2階	0120-111-417
滋賀	大津市打出浜2-1 コラボしが21 5階	0120-100-227
京都	京都市中京区堺町通夷川下る亀屋町167-1 デュピュイ亀屋ビル3階	0120-417-072
大阪	大阪市北区天満2-1-30 大阪府社会保険労務士会館5階	0120-068-116
兵庫	神戸市中央区八幡通3-2-5 IN東洋ビル6F	0120-79-1149
奈良	奈良市西木辻町343番地1 奈良県社会保険労務士会館	0120-414-811
和歌山	和歌山市板屋町22 和歌山中央通りビル2階2031号	0120-547-888
鳥取	鳥取市富安1丁目152番地 SGビル4階	0800-200-3295
島根	松江市母衣町55-4 島根県商工会館7階	0120-514-925
岡山	岡山市北区厚生町3-1-15 岡山商工会議所801号室	0120-947-188
広島	広島市中区鉄砲町5-7 広島偕成ビル6階	0120-610-494
山口	山口市小郡高砂町2-11 新山口ビル5階	0120-172-223
徳島	徳島市南末広町5番8-8号 徳島経済産業会館2階	0120-967-951
香川	高松市磨屋町5-9 プラタ59 203	0120-000-849
愛媛	松山市大手町2丁目5-7 別館1階	0120-005-262
高知	高知市南はりまや町2丁目3-10 ア・ラ・モードはりまや 103号	0120-899-869
福岡	福岡市博多区博多駅南1-7-14 BOIS博多305	0800-888-1699
佐賀	佐賀市神野東3丁目1-40 M駅北テナントビル3階	0120-610-464
長崎	長崎市五島町3-3 プレジデント長崎2F	0120-168-610
熊本	熊本市中央区紺屋町2-8-1 熊本県遺族会館2-7	0120-04-1124
大分	大分市府内町1-6-21 山王ファーストビル3階	0120-450-836
宮崎	宮崎市橘通東2丁目9-14 トライスター本町通りビル302	0120-975-264
鹿児島	鹿児島市鴨池新町6-6 鴨池南国ビル11階	0120-221-255
沖縄	那霸市小禄1831-1 沖縄産業支援センター316-B号室	0120-420-780

相談受付時間 平日9:00～17:00 ※センターにより異なる場合があります。詳しくは各センターのホームページをご覧ください。



人材育成に取り組む事業主の皆さまへ

人材開発支援助成金人への投資促進コースの 経費助成率 及び 助成限度額を引き上げます！

- 企業内における人材育成を支援する「人材開発支援助成金」では、令和4年4月から、国民の方からのご提案を踏まえて創設した「人への投資促進コース」を実施しています。本コースについて、今般閣議決定された「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（令和4年10月28日閣議決定）において、人への投資を抜本的に強化するため、企業による労働者のリスクリソース支援を強化していくこととされたことを踏まえ、サブスク型の研修サービスを活用した「定額制訓練」及び労働者が自発的に受講する「自発的職業能力開発訓練」の助成率の引き上げなどを行うこととした。

一部メニューの経費助成率の引き上げ

【定額制訓練】

サブスク型の研修サービ 2. 人材の育成・活性化
～個人の主体的なキャリア形成の促進～
<現行>

中小企業	大企業	中小企業	大企業
45% (+15%)	30% (+15%)	60% (+15%)	45% (+15%)

※ () 内の助成率は生産性要件を満たした場合の率です。

【自発的職業能力開発訓練】

労働者の自発的な職業能力開発を支援する事業主に助成

<現行>

<変更後>

30% (+15%)	45% (+15%)
------------	------------

※ () 内の助成率は生産性要件を満たした場合の率です。

助成限度額の引き上げ

1 事業所が 1 年度に受給できる助成金の限度額

<現行>

<変更後>

人への投資促進コース (成長分野等人材訓練除く)	1,500万円	2,500万円
うち 自発的職業能力開発訓練	200万円	300万円

人材開発支援助成金

検索



[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/
koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html)



人への投資促進コースの助成メニューと助成率

定額制訓練

定額受け放題

対象の訓練	経費助成率		賃金助成額	
	中小企業	大企業	中小企業	大企業
サブスクリプション型の研修サービス	60% (+15%)	45%	-	

高度デジタル人材訓練・成長分野等人材訓練

資格取得費用も対象

対象の訓練	経費助成率		賃金助成額	
	中小企業	大企業	中小企業	大企業
ITSS (ITスキル標準) レベル4・3となる訓練等	75%	60%	960円	480円
海外も含む大学院での訓練	75%		国内大学院の場合 960円	

自発的職業能力開発訓練

自発的な学びを支援

対象の訓練	経費助成率	賃金助成額
労働者の自発的な訓練費用を 事業主が負担した訓練	45% (+15%)	-

情報技術分野認定実習併用職業訓練

資格取得費用も対象

対象の訓練	経費助成率		賃金助成額	
	中小企業	大企業	中小企業	大企業
IT分野未経験者（正規雇用労働者）の 即戦力化のための訓練 (OFF-JTとOJTを組み合わせた訓練)	60% (+15%)	45%	760円 (+200円)	380円 (+100円)
			OJT実施助成額	
	中小企業		大企業	
	20万円		11万円	
	(+5万円)		(+3万円)	

長期教育訓練休暇等制度

導入済み企業も対象

対象の訓練	経費助成額	賃金助成額
長期教育訓練休暇制度 (30日以上の連続休暇取得)	20万円	1人1日当たり 6000円 (※有給休暇の場合)
	(+4万円)	(+1200円)
所定労働時間の短縮と 所定外労働時間の免除制度	20万円 (+4万円)	-

- （ ）内の助成率（額）は、生産性要件を満たした場合の率（額）です。
- 賃金助成額は、**1人1時間当たりの額**です。OJT実施助成額は、**1人1訓練当たりの額（定額）**です。
- 1事業所1年度あたり2,500万円（成長分野等人材訓練は1,000万円、自発的職業能力開発訓練は300万円）が上限です。その他、訓練時間に応じた1人あたりの経費助成限度額等もあります。

教育訓練給付制度のご案内

教育訓練給付とは？

労働者の主体的なスキルアップを支援するため、厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練を受講・修了した方に対し、その費用の一部が支給される制度です。

対象となる教育訓練は、そのレベルなどに応じて3種類があり、それぞれ給付率が異なります。

対象講座

対象の教育訓練は、**約14,000講座**。

具体的な講座は、**教育訓練給付制度【検索システム】**で検索できます。

オンラインで受講できる講座や、夜間・土日に受講できる講座もあり、
働きながら受講することができます。

教育訓練 検索

検索

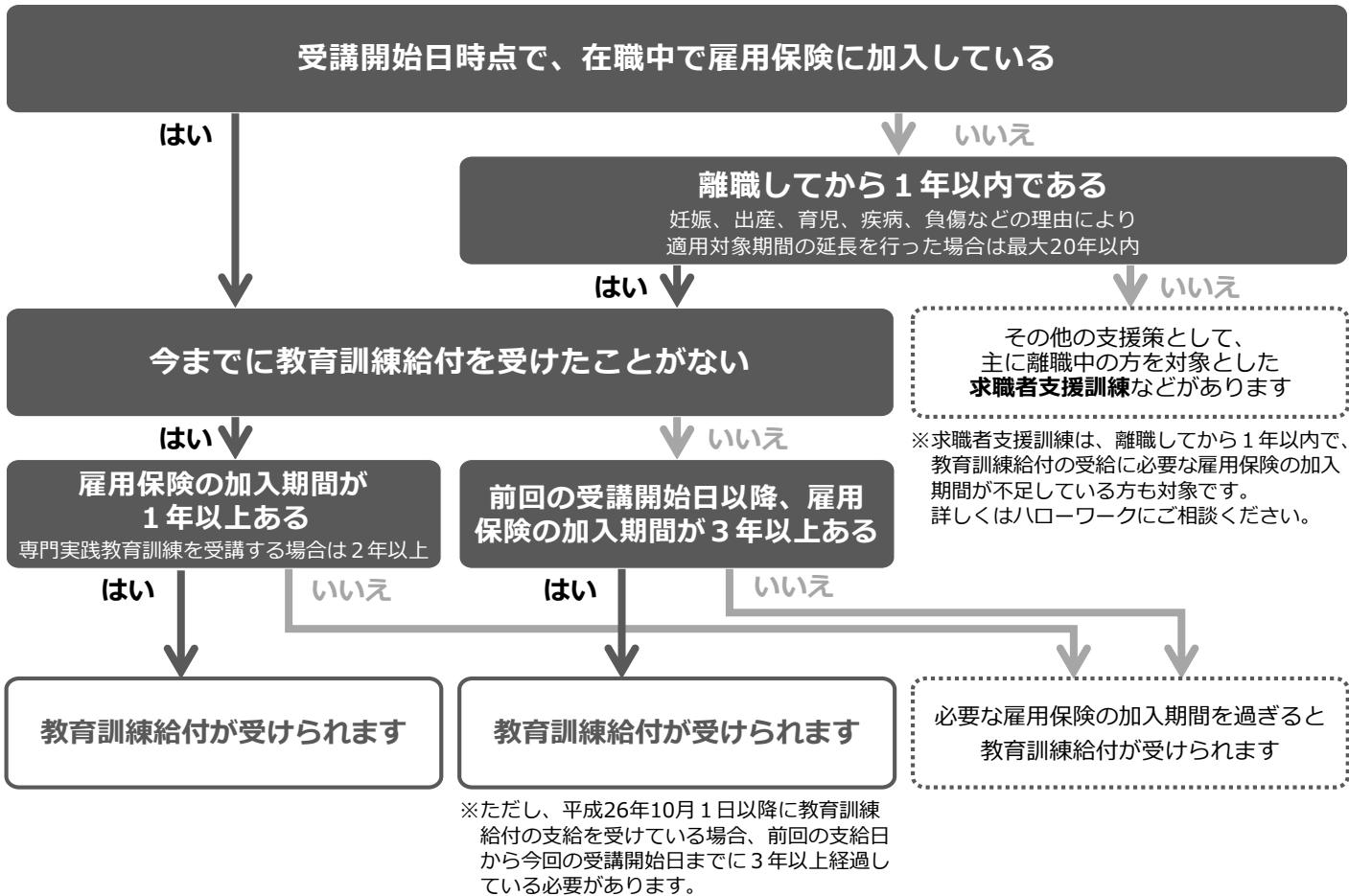


教育訓練の種類と給付率	対象講座の例
<p>専門実践教育訓練 最大で受講費用の70% [年間上限56万円・最長4年] を受講者に支給</p>	<p>業務独占資格などの取得を目標とする講座</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護福祉士、社会福祉士、看護師、美容師、歯科衛生士、保育士、調理師 など <p>デジタル関係の講座</p> <ul style="list-style-type: none"> ITSSレベル3以上のIT関係資格取得講座 第四次産業革命スキル習得講座（経済産業大臣認定） <p>大学院・大学などの課程</p> <ul style="list-style-type: none"> 専門職大学院の課程（MBA、法科大学院、教職大学院 など） 職業実践力育成プログラム（文部科学大臣認定） など <p>専門学校の課程</p> <ul style="list-style-type: none"> 職業実践専門課程（文部科学大臣認定） キャリア形成促進プログラム（文部科学大臣認定）
<p>特定一般教育訓練 受講費用の40% [上限20万円] を受講者に支給</p>	<p>業務独占資格などの取得を目標とする講座</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護職員初任者研修、大型自動車第一種・第二種免許、税理士 など <p>デジタル関係の講座</p> <ul style="list-style-type: none"> ITSSレベル2以上のIT関係資格取得講座 など
<p>一般教育訓練 受講費用の20% [上限10万円] を受講者に支給</p>	<p>資格の取得を目標とする講座</p> <ul style="list-style-type: none"> 英語検定、簿記検定、ITパスポート など <p>大学院などの課程</p> <ul style="list-style-type: none"> 修士・博士の学位などの取得を目標とする課程

給付条件

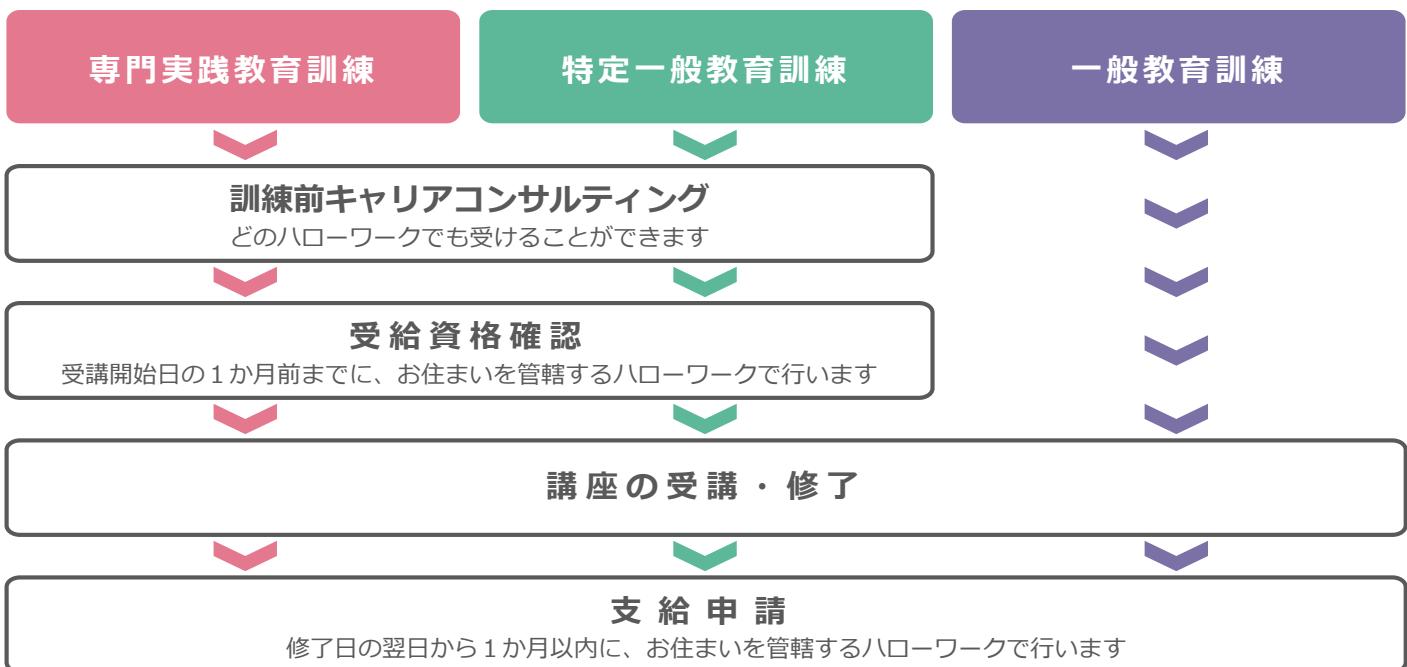
教育訓練給付を受けるには、雇用保険の加入期間などの条件があります。

パート・アルバイトや派遣労働者の方も対象です。



➡ ハローワークで支給要件照会の手続きをすると、給付が受けられるかどうかをより詳しく調べることができます。

給付手続き



お問い合わせ

給付条件や手続きの詳しい内容は、お住まいを管轄するハローワークにお問い合わせください。

厚生労働省ホームページ（教育訓練給付制度について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html



助成金を活用して「在籍型出向」で労働者のスキルアップに取り組みませんか

在籍型出向を活用し、「産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）」を受給しませんか？

「在籍型出向」では、自社にはない実践での経験による新たなスキルの習得が期待できます。労働者のスキルアップを在籍型出向で行い、条件を満たした場合には、**出向元事業主に対し
ての助成金が支給されます**。積極的にご活用ください。

助成対象となる「出向」とは？

以下のすべてに該当する出向を指します。

- 労働者のスキルアップを目的とすること※
- 出向した労働者は、出向期間修了後、元の事業所に戻って働くことが前提であること
- 労働者の出向復帰後6か月間の各月の賃金を出向前賃金と比較していずれも5%以上上昇させること。

※雇用の維持を図ることを目的として在籍型出向を行う場合は「産業雇用安定助成金（雇用維持支援コース）」をご活用ください。

助成金の詳細はガイドブックをご確認ください。



ガイドブック

助成の内容

対象：出向元事業主（企業グループ内出向の場合は支給されません）

	中小企業	中小企業以外
助成率	2／3	1／2
助成額	以下のいずれか低い額に助成率をかけた額（最長1年まで） <input checked="" type="checkbox"/> 出向労働者の出向中の賃金※ ¹ のうち出向元が負担する額 <input type="checkbox"/> 出向労働者の出向前の賃金の1／2の額	
上限額	8,355円※ ² ／1人1日当たり (1事業所1年度あたり1,000万円まで)	

※1 出向中の労働者に対する賃金は出向前に支払っていた賃金以上の額を支払う必要があります。

※2 雇用保険の基本手当日額の最高額（令和4年8月1日時点）。毎年8月に改正されるためご注意ください。

助成額の算出例（イメージ）

条件例：

- ・出向元は**中小企業**
- ・出向前の賃金日額、出向中の賃金日額はいずれも**9,000円**
- ・出向元賃金負担**3,600円**、出向先賃金負担**5,400円**（出向元の賃金負担が**4割**）
- ・出向復帰後の賃金日額**9,450円**



助成率：2／3

助成額：2,400円（上限額の条件である日額8,355円以下も満たしている）

イ：3,600円

□：4,500円($9,000 \times 1/2$) となるため、低い額はイとなり、

具体的な金額は $3,600 \times 2/3 = 2,400$ 円



受給までの流れ

1	出向元事業主と出向先事業主との 契約※1 労働組合などとの 協定 出向予定者の 同意	※1 出向元事業主と出向先事業主との間で、出向期間、出向中の労働者の処遇、出向労働者の賃金額、出向元・先の賃金などの負担割合などを取り決めてください。
2	出向計画届（スキルアップ計画を含む） 提出・要件の確認※2	※2 出向元事業主が出向計画届を作成し 、出向開始日の前日（可能であれば2週間前）までに 都道府県労働局またはハローワークへ提出してください。
3	出向の実施（1か月間～2年間）	※3 労働者の出向復帰後6か月間の各月の賃金を出向前賃金と比較していずれも5%以上上昇させる必要があります。
4	出向から復帰（賃金上昇）※3	※4 出向復帰後6か月後の賃金支払日の翌日から起算して2か月以内に出向元事業主が支給申請書を作成し、 都道府県労働局またはハローワークへ提出してください。
5	支給申請※4 助成金受給※5（最長1年分）	※5 支給申請書に基づき、出向元事業主に助成金を支給します。

「在籍型出向」の活用事例

製造業（出向元）

事業体制見直しの中で新製品の事業開拓を進めるため、従業員のスキルアップやキャリア形成をしたい。
ロボット組立の最先端工場で経験を積ませ、組立技術やライン管理、安全管理技能等の習得を目指すことにした。

産業用電気機械器具製造業（出向先）

海外でのロボット需要拡大で製造現場の人員が不足しており、質の高い人材を探していた。
違う環境・職種へチャレンジしたいという意欲のある人材を受け入れることとした。

温泉旅館業（出向元）

老舗旅館を経営しているが、最新型ホテルの優れたサービスを学ぶため、出向させたい。

ホテル・サービス業（出向先）

老舗旅館からの出向であることから、スタッフのスキルアップにもつながると考え、初めて出向を受け入れた。

日本酒醸造業（出向元）

コロナ禍のため海外で人気が高い日本酒の輸出にも影響は出ているが、将来的に酒米の栽培も視野に入れている。今後のために米作りを行っている法人に若手従業員を出向し技術習得をさせたい。

耕種農業（出向先）

水稻、大豆など生産・出荷を行っている。大型農業機械を導入しスマート農業で生産性向上を図ることで、週休二日制や大型特殊車両の資格取得支援など従業員の労務管理を行っている。

申請・お問い合わせ先

助成金を受ける際の支給要件は、このリーフレットに記載されている以外にもあります。

ご不明な点は、下記のコールセンターまたは最寄りの都道府県労働局、ハローワークまでお問い合わせください。

※助成金の相談・申請先は（公財）産業雇用安定センターではありません。ご注意ください。

【雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター】

電話番号 **0120-603-999** 受付時間 9:00～21:00（土・日・祝日も受け付けています）

(公財) 産業雇用安定センターではスキルアップ支援コース(在籍型出向)のマッチングを無料で支援しています

産業雇用安定センターは、企業間の出向や移籍を支援することにより「失業なき労働移動」を実現するため、1987年に国と事業主団体などが協力して設立された公益財団法人です。設立以来、24万件以上の出向・移籍の成立実績があります。

おすすめの利用方法

- 助成金の利用にあたり、センターのウェブサイトから、
全国の労働者の受入れを希望している事業所（出向受入情報※）
の業務の内容を見ることができます。

受入情報の検索はこちら→



※ウェブサイトや検索はどなたでもご利用できます
※助成金の利用の可否については、都道府県労働局またはハローワークへお問合せ下さい。

- 従業員のスキルアップを実施したい業務を探し、スキルアップを実施したい業務が見つかったら、全国47都道府県にあるセンター事務所のうち、御社所在の都道府県のセンター事務所に連絡してください。
センターが、ご希望の事業所とのマッチングを進めます！

※受入方法が「移籍」の場合であっても、産業雇用安定センターが事業所と話し合いをし、「在籍型出向」として実施できる場合があります。まずはセンターにご相談ください。

お問い合わせ先

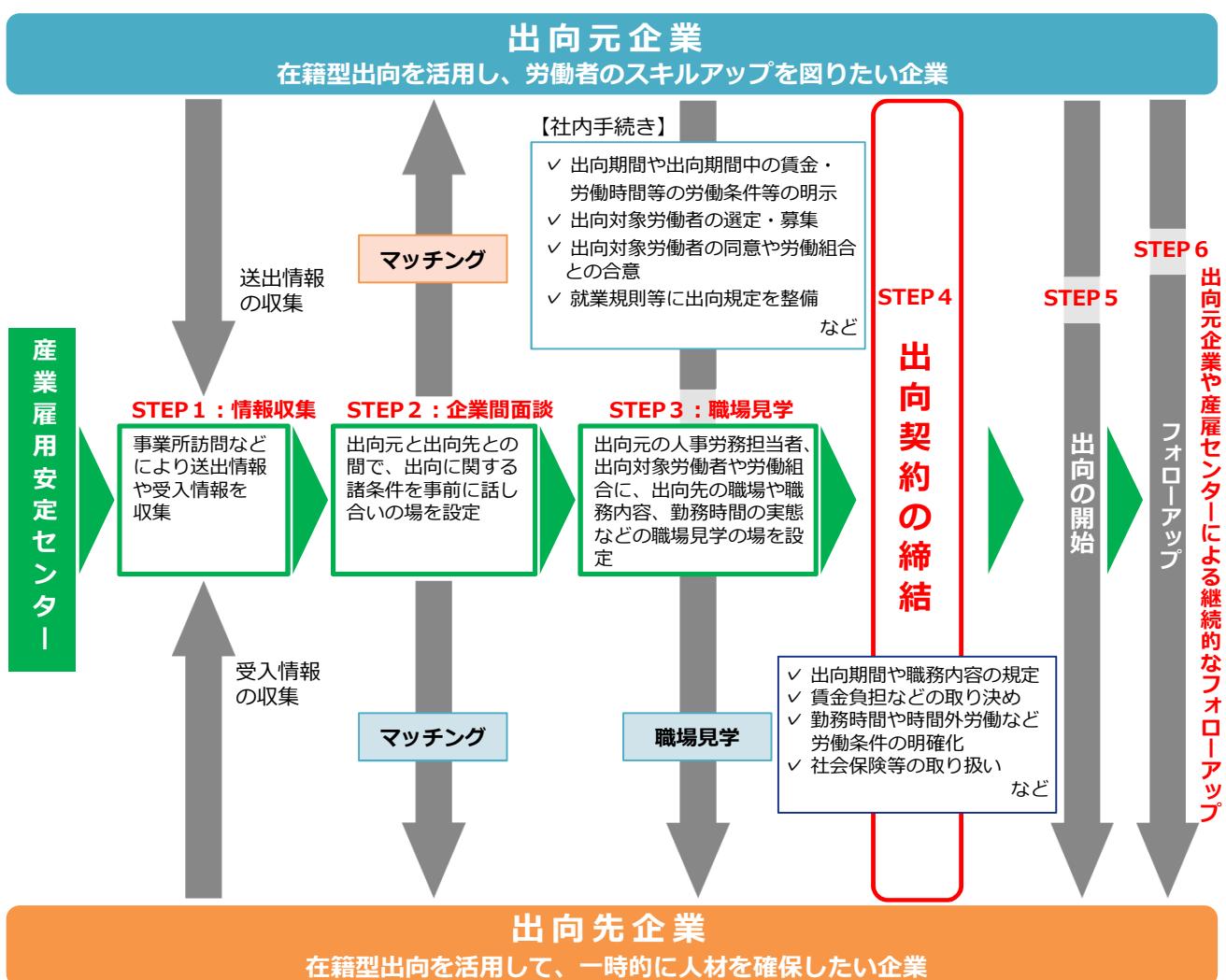
産業雇用安定センターHPはこちら→



公益財団法人 産業雇用安定センター



マッチング支援の流れ



企業内での人材育成に取り組む事業主の皆さんへ

人材開発支援助成金に 事業展開等リスクリング支援コース を創設しました

人材開発支援助成金「事業展開等リスクリング支援コース」は、企業の持続的発展のため、新製品の製造や新サービスの提供等により新たな分野に展開する、または、デジタル・グリーンといった成長分野の技術を取り入れ業務の効率化等を図るため、

- ① 既存事業にとらわれず、新規事業の立ち上げ等の**事業展開**に伴う人材育成
- ② 業務の効率化や脱炭素化などに取り組むため、**デジタル・グリーン化**に対応した人材の育成

に取り組む事業主を対象に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を高率助成により支援する制度です。

助成率・助成額などは
裏面をご覧下さい→

► 「事業展開」とは、例えば…

新たな製品を製造したり、新たな商品やサービスを提供すること等により、新たな分野に進出すること。このほか、事業や業種の転換や、既存事業の中で製品の製造方法、商品やサービスの提供方法を変更する場合も事業展開にあたる。

- 例：
- ・新商品や新サービスの開発、製造、提供又は販売を開始する
 - ・日本料理店が、フランス料理店を新たに開業する
 - ・繊維業を営む事業主が、医療機器の製造等、医療分野の事業を新たに開始する
 - ・料理教室を経営していたが、オンラインサービスを新たに開始する 等

► 「デジタル・DX化」とは、例えば…

デジタル技術を活用して、業務の効率化を図ることや、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革する等し、競争上の優位性を確立すること。

- 例：
- ・ITツールの活用や電子契約システムを導入し、社内のペーパーレス化を進めた
 - ・アプリを開発し、顧客が待ち時間を見えるようにした
 - ・顔認証やQRコード等によるチェックインサービスを導入し手続きを簡略化した 等

► 「グリーン・カーボンニュートラル化」とは、例えば…

徹底した省エネ、再生可能エネルギーの活用等により、CO₂等の温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること。

- 例：
- ・農薬の散布にトラクターを使用していたが、ドローンを導入した
 - ・風力発電機や太陽光パネルを導入した 等

人材開発支援助成金

検索

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/
koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html)



都道府県労働局・ハローワーク LL041205 開企01

支給対象訓練

- ① 助成対象とならない時間を除いた訓練時間数が**10時間以上**であること
- ② **OFF-JT**（企業の事業活動と区別して行われる訓練）であること
- ③ **職務に関連した訓練であって以下のいずれかに該当する訓練であること**

- i 企業において事業展開を行うにあたり、新たな分野で必要となる専門的な知識及び技能の習得をさせるための訓練
- ii 事業展開は行わないが、事業主において企業内のデジタル・デジタルトランスフォーメーション化やグリーン・カーボンニュートラル化を進めるにあたり、これに関連する業務に従事させる上で必要となる専門的な知識及び技能の習得をさせるための訓練

注：本コースでは、事業展開などの内容を記載した「**事業展開等実施計画**」（様式第2号）

を訓練実施計画届と併せて提出する必要がありますので、

取り組み内容を整理し、具体的な記載ができるよう、事前に準備をお願いします。

注：「**事業展開**」は、訓練開始日から起算して、**3年以内に実施する予定のもの**

または6か月以内に実施したものである必要があります。

助成率・助成額

① 助成率・助成限度額

経費助成率		賃金助成額（1人1時間）		1事業所1年度あたりの助成限度額
中小企業	大企業	中小企業	大企業	
75%	60%	960円	480円	1億円

② 受講者1人あたりの経費助成限度額

10h以上100h未満		100h以上200h未満		200h以上	
中小企業	大企業	中小企業	大企業	中小企業	大企業
30万円	20万円	40万円	25万円	50万円	30万円

本助成金では、助成金を活用する上で、支給対象事業主の要件などを設定しています。また、本助成金を活用して人材育成を行う場合は、訓練開始日から起算して1か月前までに、事業所所在地を管轄する都道府県労働局に計画届を提出する必要がありますので、ご不明な点がございましたら、最寄りの都道府県労働局の助成金申請窓口にお問い合わせください。

申請手続き等に関する問い合わせ先

■各都道府県労働局の助成金申請窓口

<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/toiawase.html>



事業主のみなさまへ

「キャリアアップ助成金」を活用して 従業員を正社員化しませんか？

さらに「人材開発支援助成金」の併用で金額が加算されます

■ キャリアアップ助成金の「正社員化コース」とは？

有期雇用労働者等※を正規雇用労働者に転換または直接雇用した場合に、事業主に対して助成を行う制度です。

※有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者を含む、いわゆる「非正規雇用労働者」を指します。



▲キャリアアップ助成金について

なお、令和4年12月2日以降、加算の対象となる訓練のコースや加算額の一部が拡充します！

■ 助成金の金額

正社員化コースの1人当たりの助成額は以下のとおりです。

企業規模	転換前の雇用形態	
	有期雇用労働者	無期雇用労働者
中小企業	57万円	28万5,000円
大企業	42万7,500円	21万3,750円

- 1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は20人です。
- 措置によっては加算が受けられる場合があります。



■ 助成金の受給条件

助成金の受給には以下の3つの条件を満たす必要があります。

①キャリアアップ計画

正規雇用労働者に転換する前日までに「キャリアアップ計画※」を作成・提出していること。

※キャリアアップ計画は、労働者のキャリアアップに向けた取り組みを計画的に進めるための、今後の大まかなイメージを記載した計画です。

②制度の規則化

正規雇用労働者に転換する制度を就業規則などに規定していること。

③正社員化

転換後6か月間の賃金を、転換前6か月間の賃金より3%以上増額させていること。

金額の加算措置については裏面へ

「人材開発支援助成金」も一緒に活用すると 正社員化コースの助成金額が加算されます

人への
投資！

■ 人材開発支援助成金とは？

人材開発支援助成金は、事業主が雇用する労働者に対して訓練を行った場合に、受講料などの訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。



人材開発支援助成金について

■ 助成金額加算の条件

人材開発支援助成金の特定の訓練を修了した後に正規雇用労働者に転換すると助成金額が加算されます。対象の訓練コースは以下のとおりです。

- 「特別育成訓練コース」
- 「特定訓練コース」（うちITSSレベル2訓練）
- 「人への投資促進コース」
- 「事業展開等リスキリング支援コース」※令和4年12月新設

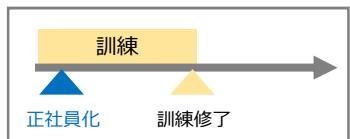
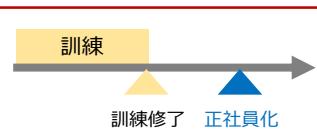


■ 「正社員化コース」助成額（1人当たり）

企業規模	基本助成額	訓練加算額 (自発的・定額制訓練の場合)	合計 (自発的・定額制訓練の場合)
中小企業	57万円	9万5,000円 (11万円)	66万5,000円 (68万円)
大企業	42万7,500円		52万2,500円 (53万7,500円)

■ 訓練加算

人材開発支援助成金の訓練修了後に正社員化した場合は、訓練加算額を助成します。訓練途中の正社員化は訓練加算の対象外です。



■ 申請の流れ



キャリアアップ助成金の申請方法や助成額など制度の詳細は、都道府県労働局または最寄りのハローワークまでお問い合わせください。

中小企業等の健康づくりの支援を行う事業主団体等の皆さん

団体経由産業保健活動推進助成金のご案内

傘下の中小企業等に産業保健サービスを提供しませんか？

団体経由産業保健活動推進助成金は、事業主団体等を通じて、中小企業等の産業保健活動の支援を行う助成金です。

事業主団体等が、傘下の中小企業等に対して健康経営を含む産業保健サービスを提供するために医師等（産業保健サービス会社を含む）と契約した場合、その活動費用の**80%(上限100万円)**を助成します。※1団体につき年度ごとに1回限り。

対象となる団体等

次のうちいずれかであること

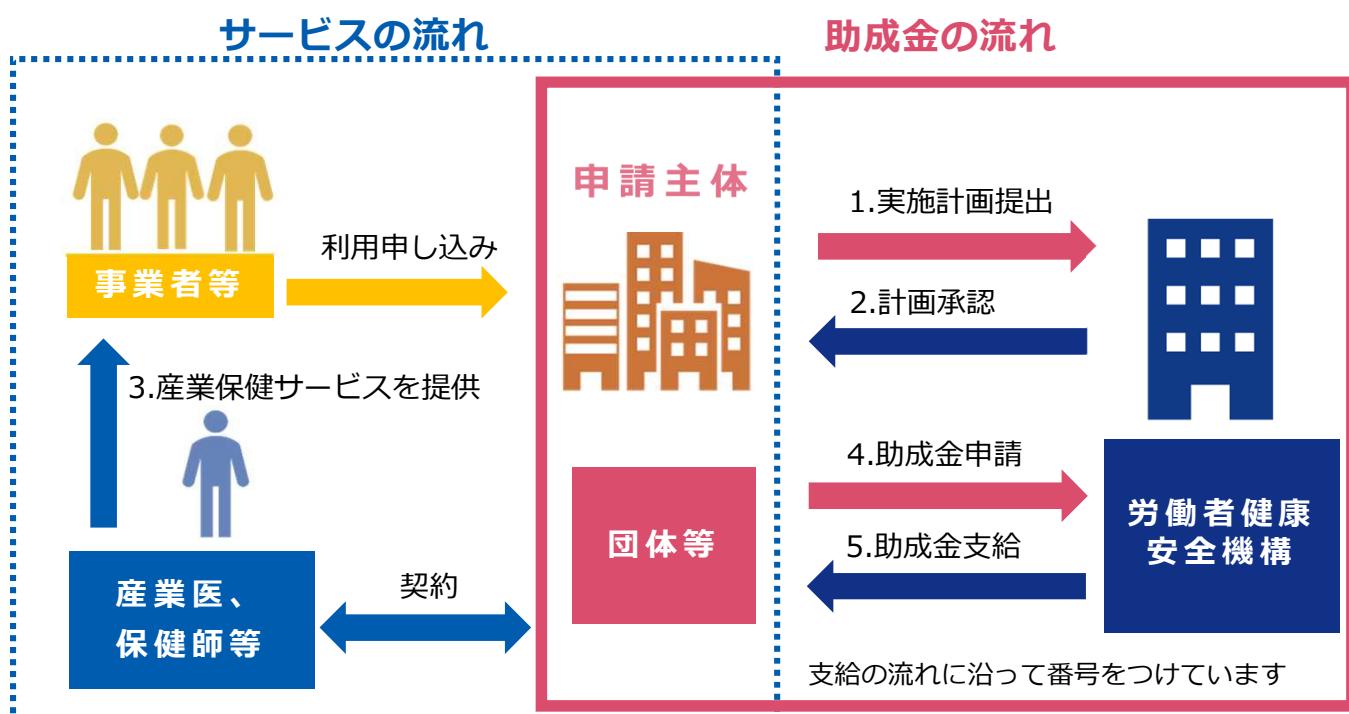
事業主団体等

事業主団体又は共同事業主であって、事業主団体等が労働者災害補償保険の適用事業主であること、中小企業事業主の占める割合が構成事業主等全体の2分の1を超えていていること等、一定の要件を満たした団体等

労災保険の特別加入団体

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第33条第3号に掲げる者の団体または同条第5号に掲げる者の団体であって、一定の要件を満たす団体

助成の仕組み



対象となる産業保健サービス

- ① 医師、歯科医師による**健康診断結果の意見聴取**※
- ② 医師、保健師による**保健指導**※
- ③ 医師による**面接指導・意見聴取**※
- ④ 医師、保健師、看護師等による**健康相談対応**
- ⑤ 医師、保健師、看護師、社会保険労務士、両立支援コーディネーター等による**治療と仕事の両立支援**
- ⑥ 医師、保健師、看護師等による**職場環境改善支援**
- ⑦ 医師、保健師、看護師等による**健康教育研修**、事業者と管理者向けの**健康経営等の周知啓発**

※上記①～③については、労働安全衛生法に基づくものに限ります

助成金支給の流れ

1	実施計画提出※1	※1 2023年1月27日まで
2	計画承認	
3	サービスを提供（助成対象期間）※2	※2 計画承認日から2023年2月27日まで
4	助成金の申請※3	※3 2023年3月8日まで
5	助成金の支給※4	※4 2023年3月31日まで

お問い合わせ

本助成金に関する詳細は、こちらをご確認ください。
ご相談、ご質問は、こちらのチャットボットが便利です。



<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tqid/1251/default.aspx>

チャットボットのご利用で解決しない場合は下記までお問い合わせください。
お問い合わせが重なると繋がりにくい場合があります。あらかじめご了承ください。

労働者健康安全機構勤労者医療・産業保健部産業保健業務指導課
電話番号：0570-783046

令和4年12月作成

労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）のご案内

事業主の経済的事情により離職を余儀なくされた労働者で「再就職援助計画」の対象となった方を、**早期に雇い入れた事業主**に対して助成します。さらに、**より高い賃金（雇い入れ前賃金比5%以上）**で雇い入れた事業主には加算して助成します。

■ 「再就職援助計画」

事業規模の縮小など経済的事情で相当数の労働者が離職を余儀なくされる場合、事業主は、労働者に対する「再就職援助計画」を作成し、ハローワークの認定を受ける必要があります。

■ 「再就職援助計画対象労働者」

再就職援助計画の対象となった方のことを指し、証明書をお持ちです。

助成金の対象

労働者

貴社に雇い入れられる直前の離職の際「再就職援助計画対象労働者」であった方
再就職援助計画対象労働者は、「再就職援助計画対象労働者証明書」をお持ちですので、
採用応募時や面接時に証明書の有無を確認してください。

事業主

- ① 「再就職援助計画対象労働者」を、その離職日の翌日から3か月以内に、雇用保険被保険者かつ期間の定めのない労働者として雇い入れた事業主
- ② 当該労働者を、雇い入れ日から6か月を超えて引き続き雇用している事業主



再就職援助計画
対象労働者証明書

助成額（対象労働者1人あたり）

早期雇い入れ助成

通常	優遇助成※1
30万円	40万円
	新型コロナウィルス感染症の影響により離職した異業種の45歳以上の方を雇い入れた場合は+40万円※2

NEW 賃金上昇（雇い入れ前賃金比5%以上）加算 +20万円※3

人材育成支援

早期雇い入れ助成の対象者に対して、雇い入れ日から6か月以内に訓練を開始した場合に助成

		通常	優遇助成※1
OFF-JT	賃金助成	900円／時	1,000円／時 (1,100円／時※4)
	訓練経費助成（実費相当額）	実費相当額（上限30万円）	上限40万円（上限50万円※4）
OJT	訓練実施助成	800円／時	900円／時 (1,000円／時※4)

※1 優遇助成は、一定の成長性が認められる事業所の事業主が、「再就職援助計画対象労働者証明書」に「特例対象者」として記載された方を雇い入れた場合に適用されます。

※2 令和3年4月1日以降に提出された再就職援助計画の対象労働者で、新型コロナウィルス感染症の影響により離職した、雇い入れ日時点で45歳以上の方を、離職前と異なる業種の事業所で雇い入れた場合に適用されます。

※3 **賃金上昇加算**は、令和4年12月2日以降に提出された再就職援助計画の対象労働者で、雇い入れ前の賃金から雇い入れ後6か月間の各月の賃金を5%以上上昇させた場合に適用されます。

※4 優遇助成に該当する場合であって、かつ、賃金上昇加算に該当する場合に適用されます。

ガイドブックは
こちらから→



中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース）をご活用ください

「中途採用等支援助成金」は、**中途採用者の雇用管理制度を整備した上で中途採用の拡大を図る事業主**に対して助成するものです。

助成対象となる「中途採用の拡大」とそれぞれの助成額は以下の通りです。

また、下記に加えて**常時雇用する労働者の数が300人を超える事業主**は、**法定の中途採用率を公表している**ことも助成対象の要件です。

中途採用率の拡大
(A) 助成額：50万円

中途採用率を20ポイント（中途採用率拡大目標値※1）以上上昇させた事業主に対する助成

45歳以上の
中途採用率の拡大
(B) 助成額：100万円

以下のすべてを満たす事業主に対する助成

- 中途採用率を20ポイント（中途採用率拡大目標値）以上上昇させた
- うち45歳以上の労働者で10ポイント（45歳以上中途採用率拡大目標値※2）以上上昇させた
- 当該45歳以上の労働者全員の賃金を前職と比べて5%以上上昇させた

※1、※2の計算方法は裏面に記載

申請の流れ

助成対象となる方を雇い入れる前に、**中途採用計画の作成・提出**が必要です。

- 雇い入れ前
- 中途採用計画の作成
 - 中途採用に関する情報の公表
(常時雇用する労働者の数が300人を超える事業主のみ)

中途採用計画を労働局へ提出

中途採用者の雇用管理制度の整備 + 対象となる方の雇い入れ

雇い入れ後

(A) 中途採用率の拡大

中途採用率を20ポイント以上上昇させた

(B) 45歳以上の中途採用率の拡大

- 中途採用率を20ポイント以上上昇させた
- うち45歳以上の労働者で10ポイント以上上昇させた
- 当該45歳以上の労働者全員の賃金を前職と比べて5%以上上昇させた

助成金支給

助成金の対象となる労働者

以下のすべての条件を満たす労働者が対象です。

- ① 申請事業主に中途採用※1により雇い入れられた
- ② 雇用保険の一般被保険者または高年齢被保険者として雇い入れられた
- ③ 期間の定めのない労働者（パートタイム※2を除く）として雇い入れられた
- ④ 雇い入れ日の前日から起算してその日以前1年間に、雇用関係、出向、派遣、請負または委任により当該事業主の事業所で就労したことがない
- ⑤ 雇い入れ日の前日から起算してその日以前1年間に、申請事業主と密接な関係にある事業主に雇用されていた経験が無い
- ⑥ 雇入れ時の年齢が45歳以上である（「(B) 45歳以上の中途採用拡大」の場合のみ）

※1 新規学卒者や新規学卒者と同一の枠組みで採用された方以外を指します。また、ハローワークからの紹介による雇い入れ以外も対象となります。

※2 パートタイムとは、「一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者と比べて短い労働者」のことを指します。

(A) 「中途採用率拡大目標値」の計算方法

以下の「(2) - (1)」を20ポイント以上とすることが必要です。

【例】中途採用率を30%から55%とした場合、「25ポイント」となり要件を満たします。

(1) 中途採用計画開始日の前日から過去3年間の中途採用率		$\frac{\text{過去3年間に雇い入れた①～⑤の全てに該当する労働者数}}{\text{過去3年間に雇い入れた②、③に該当する労働者数}} \times 100$
(2) 中途採用計画期間終了時の中途採用率		
中途採用計画期間中に雇い入れた人数	(a) 50人未満	$\frac{\text{期間中に雇い入れた①～⑤の全てに該当する労働者数}}{\text{期間中に雇い入れた②、③に該当する労働者数}} \times 100$
	(b) 50人以上	$\frac{10人 + (\text{期間中に雇い入れた①～⑤の全てに該当する労働者数} - 10人) \times 2}{\text{期間中に雇い入れた②、③に該当する労働者数}} \times 100$

(B) 「45歳以上中途採用率拡大目標値」の計算方法

上記(A)に加えて、以下の「(2) - (1)」を10ポイント以上とすることが必要です。

【例】45歳以上中途採用率を20%から35%とした場合、「15ポイント」となり要件を満たします。

(1) 中途採用計画開始日の前日から過去3年間の45歳以上中途採用率		$\frac{\text{過去3年間に雇い入れた①～⑥の全てに該当する労働者数}}{\text{過去3年間に雇い入れた②、③に該当する労働者数}} \times 100$
(2) 中途採用計画期間終了時の45歳以上中途採用率		$\frac{\text{期間中に雇い入れた①～⑥の全てに該当する労働者数}}{\text{期間中に雇い入れた②、③に該当する労働者数}} \times 100$

この他にも要件があります。詳細は「中途採用等支援助成金ガイドブック」をご確認ください。
ご不明な点は、お近くの都道府県労働局またはハローワークまでお問い合わせください。



特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）拡充のお知らせ

就職が困難な方を採用し、人材育成を行い、 賃金を引き上げることで助成金の額が通常より上がります

就職が困難な方（未経験職種への転職を希望する方）を「採用」し「訓練」を行い
「賃金引上げ」を実現すると以下の助成が受けられます。
(「訓練」や「賃金引上げ」が行われない場合は、通常のコースの助成金が支給されます)

通常の1.5倍

特定求職者雇用開発助成金（採用の助成金）

人材開発支援助成金（訓練の助成金）

助成額

90^{*}
万円

～

360^{*}
万円訓練費用の
助成率

30%

～

75%

※短時間労働者以外の場合の助成額。

- 特定求職者雇用開発助成金を利用する場合、「賃金助成額」は支給されず、「経費助成」のみ支給されます。
- 訓練の内容や対象者の違いにより助成率が異なります。

助成開始対象

令和4年12月2日以降の採用

まずは求人提出が必要です。詳細は管轄のハローワークへお問い合わせください

助成額 特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）

採用する労働者	合計助成額	支払い方法
母子家庭の母 高年齢者（60～65歳未満） 生活保護受給者等など	90万円（75万円） 短時間：60万円（45万円）	45万円（37.5万円）×2期 短時間：30万円（22.5万円）×2期
就職氷河期世代不安定雇用者	90万円（75万円）	45万円（37.5万円）×2期
65歳以上の高年齢者	105万円（90万円） 短時間：75万円（60万円）	52.5万円（45万円）×2期 短時間：37.5万円（30万円）×2期
身体・知的障害者 発達障害者、難治性疾患患者	180万円（75万円） 短時間：120万円（45万円）	45万円×4期（37.5万円×2期） 短時間：30万円×4期（22.5万円×2期）
重度障害者、45歳以上の障害者、 精神障害者	360万円（150万円） 短時間：120万円（45万円）	60万円×6期（50万円×3期） 短時間：30万円×4期（22.5万円×2期）

※()内は大企業に対する支援額

- 半年ごとに助成金を支給します。「2期」の支払い方法の場合、採用から半年後(1期)、1年後(2期)に2回支給するイメージです。
- 「短時間」労働者は、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者をいいます。
- 所定労働時間より著しく実労働時間が短い場合には、支給額が減額されることがあります。



対象労働者の支給要件

就職が困難な方

通常のコース名	対象労働者種別
特定就職困難者コース	・60歳以上の方　・身体障害者　・知的障害者　・精神障害者 ・母子家庭の母等　・父子家庭の父　・ウクライナ避難民 など
生涯現役コース	・65歳以上の方
被災者雇用開発コース	・被災離職者など
発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース	・発達障害者　・難治性疾患患者
就職氷河期世代 安定雇用実現コース	・就職氷河期世代で不安定な雇用を繰り返す者
生活保護受給者等雇用開発コース	・生活保護受給者　・生活困窮者

採用の雇用形態

正規雇用、無期雇用、有期雇用（自動更新※）として採用する方が対象です

※ 「対象労働者が望む限り更新できる契約」の場合に助成対象となります。ただし、「生涯現役コース」と「被災者雇用開発コース」の対象者は、1年以上継続して雇用することが確実である場合に助成対象となります。

これまでの歴史

未経験職種に就職する方が対象です

- 求人内容と職業相談の内容を踏まえて、ハローワークなどから「未経験職種への就職を希望する方」として職業紹介をします。原則は、それをもって対象者の要件に該当するものとなります。
- 経験1年未満の職種も、未経験職種として取り扱います。

訓練と賃金引上げの支給要件

対象となる訓練



人材開発支援助成金

① 1コースの実訓練時間数等が50時間以上※の訓練

※ eラーニング・通信制による訓練の場合は、標準学習時間が50時間以上または標準学習期間が3月以上

② ①以外の次の訓練

- 特定訓練コース（労働生産性向上訓練、熟練技能育成・承継訓練）
- 特別育成訓練コース（中長期的キャリア形成訓練、有期実習型訓練）
- 人への投資促進コース（高度デジタル人材等訓練）
- 事業展開等リスクリミング支援コース

賃金引上げの要件

「賃金引上げ計画」の計画期間（最大3年）内に、採用時（試用期間がある場合は本採用時）の「毎月決まって支払われる賃金※」が5%以上引き上げていることが必要です。

※ 年間賞与や超過労働給与額（時間外手当など）、職務非関連の賃金（住宅手当、家族手当、通勤手当など）を除いた賃金

- 採用日から3年経過した日に、「天災その他のやむを得ない理由」や「対象労働者の本人の責めに帰すべき理由」などにより、5%以上の引上げを行っていない場合においても、助成対象となることがあります。
- 職務内容などが同一の労働者と比べ、合理的な理由がなく、採用時の賃金を下げている場合などは、助成金が払われないことがあります。
- 賃金引上げが、主に最低賃金の改定などを契機に行われるものである場合は、要件を満たしません。

支給申請の流れ

支給申請の流れ（基本的な流れ）

第2～6期支給申請も同様の手続きが必要です

1 ハローワーク等からの職業紹介

2 対象者の採用

3 賃金引上げ計画書の作成

4 人材開発支援助成金の計画届の提出

5 訓練実施

6 人材開発支援助成金の支給申請・決定

7 支給申請・審査・決定

特定求職者雇用開発助成金の流れ

人材開発支援助成金の流れ

- ハローワーク、地方運輸局、適正な運用が望める特定地方公共団体、有料・無料職業紹介事業者または無料船員職業紹介事業者の職業紹介で採用した場合のみ、助成金の対象となります。

- 「毎月決まって支払われる賃金」を5%以上引き上げるための計画の作成が必要です（提出は「7」の第1期支給申請時）

- 原則、訓練開始日から起算して1か月前までに「訓練実施計画届」などの都道府県労働局への提出が必要です

- 原則、訓練終了日の翌日から起算して2か月以内に「支給申請書」（人材開発支援助成金）の都道府県労働局への提出が必要です

- 各支給対象期（賃金締め切り日等の翌日から6か月間）の末日の翌日から2か月以内に支給申請書の提出が必要です。
• 第1期の申請時に「賃金引上げ計画書」の提出が必要です。
• 「人材開発支援助成金の支給決定通知書または支給申請書」と「賃金引上げ報告書」を提出した後に、高額助成されます
(下記Q&Aもご覧ください)

【注意事項】

成長分野等人材確保・育成コースの助成金を受給するためには、**第1期支給申請時に「賃金引上げ計画書」**（上記3）を提出することが必須です。提出を忘れないようご注意ください。

Q

訓練の終了日や「賃金引上げ計画」の期間終了日が、特定求職者雇用開発助成金の支給申請期間を超えてしまいます。特定求職者雇用開発助成金は、どのように申請をすればいいですか。

A

上記の場合、特定求職者雇用開発助成金の支給申請期限※内に、次の書類以外を提出してください。
※各支給対象期（賃金締め切り日等の翌日から6か月間）の末日の翌日から2か月以内

- 人材開発支援助成金の支給決定通知書（または支給申請書）
- 賃金引上げ報告書

その後、訓練実施と賃金引上げの対応が終わったタイミングで、①と②の書類を追加で提出してください。なお、「最終の支給対象期の申請期限」「人材開発支援助成金の支給決定日」または「賃金引上げ計画期間の終了日」の遅い日から起算して2か月以内に対応してください。

①と②の提出時期によっては、助成金を2回に分けて支給することができます。詳しくは、下記「支給方法のイメージ」をご覧ください。

【例】母子家庭の母を採用した場合、合計90万円の助成がされますが、通常コース（特定就職困難者コース）の60万円をまず支給し、高額助成成分の30万円を後日支給することができます。



申請書類



人材開発支援助成金の
申請上の注意事項



支給方法の
イメージ

Q

人材開発支援助成金は、訓練経費に対する助成（経費助成）と、訓練期間中の労働者の賃金に対する助成（賃金助成）があります。いずれも支給されますか。

A

特定求職者雇用開発助成金と、人材開発支援助成金の賃金助成額は、同一の労働者に対するものは、**いずれか一方の額のみ支給**されます。

特定求職者雇用開発助成金の受給を希望する場合は、**人材開発支援助成金の支給申請時にあらかじめ「特開金（成長コース）（対象者：●●）」と記載する必要があります**。「人材開発支援助成金の申請上の注意事項」（前のページのQRコード参照）のリーフレットもご覧ください。

なお、賃金助成額は、訓練1時間当たり**最大960円**の助成額ですので、90万円（短時間60万円）の助成額の方（母子家庭の母など）は、**468時間以下（短時間312時間以下）**の訓練時間であれば、**特定求職者雇用開発助成金の助成額の方が高くなります**。詳しくは、下記早見表をご覧ください。

【早見表】

- 下表は、**第1期支給対象期**（採用日等から6ヶ月以内）に訓練を実施・終了した場合※において、成長分野等人材確保・育成コースの助成額と人材開発支援助成金の賃金助成額を比較したものになります。
※ これ以外の時期に訓練を実施・終了する場合には下表とは異なる取扱となります。労働局にお問い合わせください。
- 下表に記載のある「訓練時間」以下の場合には、人材開発支援助成金※（賃金助成額）より、成長分野等人材確保・育成コースの助成額が高くなります。
※ 建設労働者技能実習コースの場合は、訓練時間数にかかわらず、**成長分野等人材確保・育成コースの助成額が高くなります**。

	人材開発支援助成金 賃金助成額（訓練1時間当たり）					
	380円	475円	480円	600円	760円	960円
成長分野等人材確保・育成コースの合計助成額	45万円	592時間	473時間	468時間	375時間	296時間
	60万円	789時間	631時間	625時間	500時間	394時間
	75万円	986時間	789時間	781時間	625時間	493時間
	90万円	1,184時間	947時間	937時間	750時間	592時間
	105万円	1,381時間	1,105時間	1,093時間	875時間	690時間
	120万円	789時間	631時間	625時間	500時間	394時間
	150万円	1,315時間	1,052時間	1,041時間	833時間	657時間
	180万円	1,184時間	947時間	937時間	750時間	592時間
	360万円	1,578時間	1,263時間	1,250時間	1,000時間	789時間

※合計助成額の詳細はP1に掲載

そのほかの主な支給要件

事業主に関する要件

- 雇用保険の適用事業主であること
- 対象労働者の賃金を支払っていること
- 労働保険料を滞納していないこと
- 採用日前後6か月間に事業主都合による解雇※をしていないこと ※勤奨退職を含みます
- 採用日前後6か月間に、倒産や解雇など特定受給資格者となる理由で離職した被保険者の数が、対象労働者の採用日における被保険者の6%を超える場合（特定受給資格者となる離職者が3人以下の場合を除く）

対象労働者に関する要件

- ハローワークなどの職業紹介以前に雇用の予約があった者でないこと
- 職業紹介時点で、在職している者でないこと
※就職氷河期世代などの場合を除きます。
- 採用した事業所と関係のあった者でないこと
※過去3年間に事業所で就労させたことがある場合
※事業主と3親等以内の親族である場合など
- 助成金の対象期間の途中などにおいて、離職した労働者でないこと
※労働者の責めに帰すべき理由による解雇などは除きます。
- 性風俗関連営業などを行っており、接待業務などに従事する労働者でないこと

ご注意ください

- 上記以外にも、支給要件があります。詳細は、<https://www.mhlw.go.jp/content/000923200.pdf>をご覧ください。
- 他の助成金の支給を受けている場合は、支給対象とならない場合があります。
- 国、地方公共団体、行政執行法人など（これらの機関からの委託事業を実施している事業主で、対象労働者が当該委託事業に従事する場合を含む）の機関は支給対象とならない場合があります。
- この助成金を受給した事業主は、国の会計検査の対象になることがあります。検査の対象となった場合は、ご協力ください。また、関係書類は、支給決定がされた時から5年間整理保存してください。
- 偽りその他不正な行為によって助成金の支給を受け、または受けようとした場合は、不支給決定または支給決定の取り消しを行います。この場合、すでに支給された助成金は全額を返還するとともに、不支給決定または支給決定の取り消しを受けた日以後5年間は各種助成金の支給を受けることができません。さらに、特に悪質なものについては、原則公表となるほか、詐欺罪などにより刑罰に処される場合があります。

<参考URL>

- [2]業務改善助成金：中小企業・小規模事業者の生産性向上のための取組を支援

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html

- 「キャリアアップ助成金」について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

- 「働き方改革特設サイト（働き方改革推進支援センターのご案内）」について

<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/>

- 「人材開発支援助成金」について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

- 「教育訓練給付制度」について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html

- 「産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）」について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805_00012.html

- 「団体経由産業保健活動推進助成金（（独）労働者健康安全機構HP）」

<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1251/default.aspx>

- 「労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）」について

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805.html>

- 「中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース）」について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160737_00001.html

- 「特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）」について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/tokutei_seichou_00008.html